

○6番(上原 君代君) 日本共産党の上原君代でございます。午後、昼食後の質問で眠気の激しい時間ですが、頑張ってやりますので、よろしくお願いします。

今回は3点の質問をさせていただきます。

1点目は生ごみの堆肥化について、2点目は東員町地域ボランティア制度について、3点目は子ども子育て新条例についてです。明解なご答弁をお願いします。

1点目の生ごみの堆肥化についてですが、8月初めの全員協議会で、筑紫・穴太地区の一部で1年間実施された生ごみ堆肥化実証事業の経過報告がありました。実施地区での報告会で実証事業を一旦終了し、今後実証項目を検討し、堆肥化事業の継続をするかどうかを決めるとのことです。

3月議会でストックヤードに堆肥化処理施設の増設の予算が修正案で通らなかったとはいえ、どうしてこんな消極的な報告になったのですか。

町長の選挙公約の生ごみ堆肥化には期待もしていたので、町長の現在の気持ちを伺います。お願いします。

○議長(木村 宗朝君) 水谷俊郎町長。

○町長(水谷 俊郎君) 生ごみ堆肥化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先月9日、三重県で初めて大雨に対する特別警報が出され、本町でもほとんどの職員が出勤して町内全避難所を開設、1時間ごとに町内見回りを行うなど、有事に備えた警戒態勢を敷きました。幸い、町内に被害はなく安堵したところでございますが、近年こうした異常気象が頻発しており、地球環境の悪化が顕著になってきております。

気候変動の原因の一つに地球温暖化があり、CO2など、温室効果ガスの削減は人類共通の課題となっております。

本町でも電力の省力化や低燃費車両の導入、ごみ減量化など、小さな町でも取り組める施策を行っております。中でもごみ減量化は出さないことを基本として、リユース・リサイクルの視点も入れて、ごみの総量減量に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの生ごみの堆肥化は、可燃ごみを減らすための方法として取り組みを始めたところでございますが、生ごみ堆肥化委員会の議論を経て、昨年9月から議員ご案内のように筑紫地区全域と穴太地区の一部の皆さまにご協力をいただき「生ごみ堆肥化実証事業」を実施し、今後、取り組みを進める上での課題の洗い出しを行ってまいりました。実証事業にご協力をいただきました地域の皆さまには、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

この1年間の実証事業につきましては、事業が終了したばかりなので、その結果を検証した上で今後の方向性を決定する旨、先日の全員協議会において、報告をさせていただいたところでございます。

議員からは、報告の内容が消極的であるとのご指摘をいただいておりますが、生ごみ堆肥化は、ごみ減量や資源循環の観点から大変有効な取り組みであり、当然、継続を考えております。

しかしながら町内全域を対象としたとき、今回明らかとなったごみ集積所のスペースの問題、町内でのごみ収集形態の違い、現在の堆肥舎の容量、町民の皆さまの協力度合いなど、費用対効果の面も含めて課題が山積しております。

実証事業の検証結果にもよりますが、より多くの町民の皆さまにご理解をいただき、より多くの皆さまが参加いただけるような方法を検討し、これからも生ごみ堆肥化の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、農業や家庭菜園をしている方が、生ごみを農場に埋める方法や、乾燥機を利用して水分を飛ばした上で可燃ごみに入れていただくという方法なども考えられ、町民の皆さまが取り組みやすい方法で、ごみの減量化に取り組んでいただけるよう、引き続きごみ排出の総量減量化に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) ありがとうございます。

今の町長の答弁では、私が疑問に思った報告をされた時に堆肥化事業の継続をどうかを決めるというような報告でしたので、私は消極的というか「えっ」て、続けるのがきちっと基本で、いろんなことをもうちょっと考えていくという報告ならわかったんやけど、堆肥化事業の継続をどうかというような感じで言いましたので、こういうような私のすぐ疑問になりました。

今、町長も言われましたけど、自然のこと、ごみ検討委員会の最初で事務局が報告した言葉の中に、さっき町長が言われたような言葉がきちっと載ってしまして、大量生産・大量消費から資源循環社会へ、廃棄物が増加したものを処分するために石油などの化石燃料を使用することは自然に対して大きな負担をかけ、地球環境の急激な変化の原因となる。生ごみを焼却すると二酸化炭素が排出され、地球温暖化が進行するとか、また京都議定書では、世界中の国々が地球温暖化の防止のために定めている堆肥化を進めることで、よい町、エコタウンを進めていこうということです。町長、職員が目指しているところでございますというようなことで、きちっと検討委員会の最初の段階で、検討委員の人にこういう言葉で促してみえてます。

だから私としては、これだけの気持ちを持って出発したわけですので、しかもさっき言われたような一昨年の三重県紀宝町とか、今年も広島、京都丹波のゲリラ的な集中豪雨で土砂災害が続いています。最近の気象予報では、これまでに経験したことがない局地的な大雨という言葉がすごく聞かれます。そういうことを考えますと、温暖化を少しでも防ぐために、資源循環社会の構築の一環として生ごみ堆肥化の事業、本当に最初の気持ちで、今、町長が言われたような気持ちで進めていってほしいと思うもので、こういう質問に

なったわけですけど。そしたら確認として、事業の継続をするかどうかではなくて、継続を前提で、これから項目の検討をするということですか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 生ごみ堆肥化の事業の継続はさせていただきます。ただその中で、今申し上げましたような課題もいっぱい見えてきました、実証事業の結果。それをどうクリアしていくか。

要するにですね、極端な話を言えば、生ごみは燃やしてもらっていいんです。ただし、燃やしてもらっていいんですけど、そこに含まれる水分を蒸発させるのに化石燃料が要る、これが問題なんですね。ですからこれはやめましょうと。

それとあわせて、生ごみを土に返してあげれば肥料になるでしょう、それは資源の循環になりますよねということで、生ごみ堆肥化を進めていきましょうと、非常にいい方法ですよと、こういうことで私は提唱をさせていただきましたし、それを今、取り組んでおるところでございますので、これをやめるということはありませんというふうに考えております。

ほかにも方法がありますから、いろいろな方法でごみを減らして行って、地球環境を守っていくということを強く考えて、事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) いろんな解決しないといかん問題、集積場とかそういう解決をしていかないといかん問題があるから今はその時期で、それをクリアさせるための期間であって、一応継続するというのは前提ということにとらえてやらせていただきます。

今回のちょっと私が消極的になったととらえるのは、3月の予算でストックヤードの堆肥化処理施設の増設が修正案で通りませんでした。それについて私たち日本共産党としては、堆肥化には賛成だったけど、ちょっとやり方がまずかったんじゃないかなということを感じたんですけど、今回実証事業でやったやり方は、第一次処理として生ごみともみ殻を交互にサンドイッチにただけのもので、3~4日しかたっていないということ。実証事業では、それを鈴鹿の事業者にもやってもらっていたわけですけど、これからはNPO法人生ごみリサイクル思考の会に委託するというので、あの予算は上がってきました。

だけど私たち議員団としては、増設はいいんだけど、その前にやることあるんじゃないかということで、あの時も考えは言ったつもりなんですけど、今、思考の会がやっているやり方というのは、サンドイッチにただけのものではなくて、発酵して1カ月ぐらいたったものを集めて二次処理をしています。

そうやって思考の会は技術が一応あるんですけど、処理したものが違いますので、そこでもし今のサンドイッチで3~4日しかたっていないものをやるとしたら、ハエやコバエなどの発生をさせずに二次処理ができるということをちゃんと確認してから、そして増設施設予定の地元住民への説明会をやって、ちゃんと了解をとってから堆肥化処理施設増設の予算を出してほしかった。そしたら本当にこれは皆さんの考え方に受け入れられたんじゃない

かなと思ったんですけど、今回あれがすごくネックになっておったのかと思うもので、そこら辺で3月の予算の出し方としてはどう思われますか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) ちょっと趣旨がよくわかりませんので、何がネックなのかよくわかりませんのであれですけど、我々としては去年からやっている実証事業ですけども、鈴鹿の業者にお任せしたというのは、今の堆肥場では容量が足りないということでお任せをしたという経緯がございます。

実は私も今の堆肥舎ですね、NPOの方のほうへ生ごみを持っていったんですが、私は一次処理、二次処理全然してません。ただ乾燥させたものをためておいて、そして持っていくという方法をとってます。それでも受けていただいて、堆肥化をしていただいております。そこは堆肥舎のほうで混ぜて、いわゆる一次処理したものとか、しなかったものも入っていると思うんですけど、そういうものと混ぜて二次処理、そして発酵させていただいて堆肥にして、今使っていただいているというふうに思っておりますが、そういう形をとっておりますけれども、とにかく今の形で生ごみ堆肥化処理をしていこうと。そして少しでも増やしていこうとするならば、今の堆肥舎では容量が足りないということはネックとしてございます。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) 今の話は一次処理をしてないものを堆肥舎へ持っていったという話ですので、私はそれは初めて聞きまして、そうするとできるのかなと。

でも私としては、私も思考の会のケースはやったことがありますので、サンドイッチにしただけのものとは状態が全然違いますので、すごく心配だ、それがちゃんとカやハエがわかなくてできるのかなと。思考の会として、それをまず実証実験してほしいということで今回の増設には反対した経過がありますので、今、町長が言われました、自分はあそこで混ぜてもらっていると。でも混ぜるのではなくて、そればかりやったらどうかなということもありますけど、そこら辺で私としては処理が違うんじゃないかなという感じで、皆さんにお願いする前に、そういう実証実験を、今鈴鹿へ持っていったものを思考の会へお願いして、こうやってカもハエもわかなくて大丈夫ですよというのを、まずそれが第一、そして第二番目に地元で了解をとってほしかったなという点で、ちょっと私は思ったわけです。

今、少し処理の仕方が変わってもできるのかなということですけど、だから前よりはちょっと安心しました。でもその方向で進めていってはほしいんですけど、また検討委員会の最初に、全町民参加の100パーセント目標を打ち出しています。全町民には、そら本当にいろんな方がみえますので、やっぱり難しいという、さっき言われたような集積場の問題とか何とかだけじゃなくて、本当にいろんな方がみえる中で100パーセントを目指すのは本当に難しいと思いますけど、大きな理念を繰り返し地域へ説明して、理解していただければ、その事業は成功すると思いますので、実証事業の参加者の感想の中では、24時間いつでも集積場の容器に入れられるので便利がよかったというような感想もありました。だから

実証項目の検討を前向きに、そしてさつき町長が言われたような検討項目もきちっとやりながら、事業の継続に向けてよろしくお願いします。

それで次の質問に移らせていただきます。

2点目の東員町地域ボランティア制度について、お聞きします。

広報とういん7月号で、東員町地域ボランティア制度が新設されたことを知りました。65歳以上の個人が町内の介護施設や介護事業所、有料老人ホーム、保育園・学校などで行うボランティア活動に対してポイントをつけて交付金に還元するとの説明です。

次のことについて、お聞きします。

1つ目、主催は社会福祉協議会のようなのですが、長寿福祉課も連絡先になっていますが、どのようになっていますか。

2つ目、来年度から介護保険制度の改正で、要支援1・2が介護保険事業から外される予定であり、その受け皿にと考えているんですか。

3つ目に、ポイントが交付金に還元されるとのことですが、原資は社会福祉協議会ですか、それとも役場ですか、よろしくお願いします。

○議長(木村 宗朝君) 水谷眞人生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 眞人君) 上原議員の東員町地域ボランティア制度についてのご質問にお答えをいたします。

地域ボランティア制度は、高齢者が豊かな経験や知識等を生かし、ボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行うとともに、自らの健康増進も図ることを支援する目的で、本年4月から事業を開始したところでございます。

なお、制度の開始に合わせて「広報とういん7月号」で、制度の概要とその利用について、お知らせをさせていただいております。

1点目の地域ボランティア制度の実施主体につきましては、この制度は町が介護保険制度を利用し、実施する事業で、町内の65歳以上で事前に登録された方がボランティア活動を行うと、その実績に応じてポイントが付与されるものです。

この事業に係るボランティアの登録やポイントの付与など、運営を社会福祉協議会へ委託をさせていただいております。

次に2点目の地域ボランティア制度を介護保険制度改正に伴う要支援1・2の方のサービスの受け皿にと考えているのかにつきましては、冒頭で概要を申し上げましたが、この制度は、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献などを行うとともに、自らの健康増進などを図ることを支援する制度でございます。

議員が申されました要支援1・2の方のサービスの受け皿、いわゆる介護予防給付の見直しにつきましては、現在策定中の「第6期介護保険事業計画」の中で位置づけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、この計画案につきましては、今後皆さまにお示しをさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に3点目のポイントの転換交付金の財源についてでございますが、本年度から介護保険特別会計の地域支援事業費でポイントの転換交付金を含めた社会福祉協議会への委託料の予算も議決をちょうだいしております。

今後もこれらの取り組みを通じまして、高齢者の介護予防と社会参加を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) ありがとうございます。

この事業は町の事業で、社協に委託するという事をお聞きしました。私はこの制度を知ったときに、仕事を終えた高齢者が趣味とかボランティアをすることは本当に生きがいとか励みになって、それが少しでも報酬になれば本当にいいことだなと思いました。

しかし心配しているのは、さっき2で私が質問したんですけど、介護保険から要支援1・2を外して、その受け皿になってしまうことだったんですけど、今の答弁では別に考えているということで少し安心したんです。でもくれぐれも地域での支え合いはとても大事だと思いますけど、要支援の1・2の人たちのきちとした支援は、介護予防とか町のきちとした財政的な確保の上に成り立った支援をやるべきだと思いますので、そこら辺、さっき言った別に考えている中身をよろしく願います。

このボランティア制度以外の仕事の中で、今のデイサービスのようなのは、別に考えている中身はどうか、ちょっとわからないから、今1・2の人はデイサービスなんか行ってますよね、週に2〜3回ね。そういうのがどのようなものになるか、まだ考えているんだからちょっとわからないというのがありますけど、そういうことはどうなるのかなと思って、その点、よろしく願います。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいます要支援1・2の対象者の切り捨てといいますが、省くものではございませんので、訪問介護・通所介護サービスが今まではそうですけど、それが介護給付から地域支援事業に移行するわけでございまして、介護事業から外されることでもございません。今までと同じように専門的な職員によるサービスが必要な場合は受けていただくことはできますので、その辺はご心配なさらなくてもよろしいかと思えます。

今言われました地域で支えが必要という、その辺をNPO法人や地域の人やボランティアの多種多様なサービスを地域の実情に応じて利用されるような方向で、先ほどもご答弁させていただきましたけども、今度の計画の中で具体的なことも含めて今検討しておりますので、また中間の報告でもご説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) くれぐれも要支援の人たちへの援助が今より悪くならないことを願うと同時に、この制度、地域ボランティアの制度がボランティアをする人の年齢とか、

する場所や対象の拡大を図って、ぜひたくさんの方の参加者で東員町の地域力をつけてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 4月から始まったばかりですので、まだ決して多いほどではございませんので、説明会もまだまだ来ていただけない状態ですけれども、ある程度軌道に乗ったあかつきには、議員おっしゃいましたように年齢を問わず、そういうようなことで社会貢献とか社会奉仕のほうに、ボランティアにも参加いただくような形で間口を広げていきたいとは思っております。

今後もそういうことでありますので、啓発等にも努めてまいりますので、よろしく願います。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) ありがとうございます。

次に移ります。

3点目の子ども子育て新条例について、教育長に伺います。

子ども子育て関連3法に伴い、今回3条例が上程されています。条例の中身については委員会でお聞きしたいと思っておりますが、基本的な考え方ということで、次のことでお聞きします。

- 1、素案の策定に当たって子ども子育て会議を設置し、話し合いをしましたか。
- 2、素案について、パブリックコメントの公募はありましたか。
- 3、素案の策定中または作成後に現場の園長、保育士、教諭に意見を求めたり説明はありましたか。

4、素案の作成後、保護者会での説明はしましたか。

この4つの素案の意味は条例制定前ということです。今まで4つは制定前のことです。

5、そして今まで保育料は国の基準が高額なので、市町村独自の財政負担で3割程度軽減するところが多く、東員町も軽減措置をとってきました。今回、国の階層区分や算定基準が変わることで見直しとなっておりますが、今までどおり東員町としての軽減策をとってください。

6、保護者の保育料以外の負担とはどのようなものを考えていますか。

7、現在の保育の質を守るため、保育基準、いわゆる保育士や教諭の配置基準、クラス規模、保育施設の面積などを今までの基準より落とさないでください。

8、東員町には地域型保育事業や家庭的保育事業者は今のところありませんが、希望する事業者が出てきた場合、この素案では保育士の半数ぐらいが保育士資格が不要で、保育の質の低下を招き、子どもの命にも直結します。もう少し改善してください。

次の議案ですけど、東員町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、生活福祉部長に伺います。

1、1つの支援単位をおおむね40人としていますが、神田学童では既に45人となっています。分離する考えはありますか。

2、設備の基準では児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上になっていますが、今までの基準より下がっていませんか。

3、放課後児童支援員は勤務時間帯の関係か、なかなか新しい人が見つからないようですが、支援員の確保に向けて、町としての援助策を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 岡野譲治教育長。

○教育長(岡野 譲治君) 上原議員からは私のほうに8点にわたり、ご質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

第1点目の東員町子ども・子育て会議につきましては、現在までに3回の会議を終了し、学校教育課からは、幼稚園・保育園に係る新制度の概要、条例案について説明をし、ご意見をいただいたところでございます。

第2点目のパブリックコメントにつきましては、代表である子ども・子育て会議の委員の方々にご意見をいただくことで、パブリックコメントにかえるものとさせていただきます。

ご意見としては「新制度になったことにより保育の質が低下しないように」「土曜保育や病児保育のあり方」等をいただきました。

第3点目の素案の作成に伴う現場の園長、保育士、教諭の意見の聞き取り等につきましては、新制度の概要等を園長会において説明を行い、必要なことは園長から各園職員に指示するという形にしております。

なお、手続き等詳細につきましては、明確になり次第説明することといたしております。

第4点目の素案の作成後、保護者会での説明につきましては、保護者への素案等の説明は行っておりませんが、広報9月号で新制度の概要と新年度の入園の申し込みの方法について掲載をさせていただきます。

第5点目の保育料の見直しにつきましては、東員町の保育料は現在、階層にもよりますが、国のおよそ6割程度の保育料になっております。国からの新制度の保育料の提示は来年1月の予定であります。私どもといたしましては、可能な限り現行水準を維持する方向で考えていきたいと考えております。

第6点目の保護者の保育料以外の負担につきましては、新制度ということでの新たな負担は考えておりません。現在個人で負担いただく主なものは、園服、道具箱、遊び着、帽子、PTA会費等がありますが、現行以上の負担増にならないようにと考えております。

第7点目の現在の保育の質を守るための保育基準等につきましては、新制度でも現状を維持し、クラス編成基準も維持していきたいと考えております。その意味でも人材確保が非常に重要な課題であると考えております。

第8点目の地域型保育事業・家庭的保育事業者等に伴う質の低下につきましては、新制度の趣旨から、条例の基準は国の基準に合わせております。将来東員町で地域型保



育事業、家庭的保育事業等の認可提出があった場合、この認可時に大きな質の低下を招かないように考えていく予定でございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 上原議員の子ども・子育て新条例に係る放課後児童健全育成事業についてのご質問にお答えをいたします。

放課後児童健全育成事業は、労働等により昼間家庭に保護者がいない小学生に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブや学童保育所の名称で実施されており、その運営は国のガイドラインに基づき行われております。

今般の子ども・子育て支援法の施行に伴い、学童保育所の設置・運営について、各市町村が条例で定めることとなり、本町におきましても今議会に係る条例の議案を上程させていただきます。

ご質問いただきましたとおり、神田学童保育所の児童数は45人ですが、条例案の中では、学童保育所の支援単位を構成する児童の数をおおむね40人以下と規定しており、40人を大きく超える場合には支援単位を分けることも考えてまいります。

また、設備の基準では、児童1人につき必要となる保育専用区域面積を、おおむね1.65平方メートル以上と規定しており、現行の国のガイドラインの基準と同じ面積で、変わるものではありません。

なお、各学童保育所の定員は神田学童保育所64人、稲部学童保育所の新しい施設では39人、三和学童保育所36人、バンブーキッズ西44人、バンブーキッズ東70人、城山地区留守家庭児童会70人となっております。

次に支援員の確保に関しましては、各学童保育所の保護者会から依頼があった場合は町広報紙等で募集の周知を行うなど、運営に支障をきたさないよう支援をさせていただきます。

しかしながら急を要する場合は、支援員の確保が非常に困難な状況でございます。今後も町広報紙以外にも方策を考え、支援員の確保や学童保育所の運営に関し、町といたしましても、しっかり支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) 1の件ですけど、子ども子育て会議はあったわけですね。全然そういうこと、わからなかったものですから。一応3回の話し合いをしたということで、今伺ったんですけど、この構成メンバーは何人で、どういう構成というか、どんな人たちのメンバーなのか聞かせてください。保育の専門的な知識のある人たちなのか、またそこら辺のことを聞きたいです。

○議長(木村 宗朝君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) お答えをさせていただきます。

この子ども子育て委員会は、私どもの主管ではありませんけれども、名簿等がありますので、説明させていただきます。

メンバーは事務局も合わせて12人です。所属団体ですけれども、三重大学の教育学の先生、青少年育成町民会議の方、民生児童委員の方、それから社会福祉協議会の方、母子寡婦福祉会の方、障がい児者親の会の方、ある幼稚園のPTAの会長の方が2名です。それからあとは事務局が4名で、そのうち1人は子育て支援センター長であります。

以上でございます。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) ありがとうございます。

その次のパブリックコメントは、さっきの話、皆さんの話を聞くことによってそれをやったということなんですが、今回時間も少なかったので残念かなと思いますけど、皆さんの意見を聞いていただいたということで仕方がなかったのかなと思います。

3の現場の園長・教諭の件ですけど、さっき園長会で報告しましたということで、園長会としてそこら辺、園長会で話をしたから各園できちっと報告されて、皆さんが理解できたのかな、そこら辺が私としては何かチラチラと聞いても余りわかってないような気がするんですけど、教育長としては各園の保育士たち、教諭たちはちゃんとわかっているのか、そこら辺どうとらえてますか。

○議長(木村 宗朝君) 教育長。

○教育長(岡野 譲治君) お答えをさせていただきます。

この制度は私どもも1年半ぐらい前から本当に勉強をずっと続けてきたものでありまして、ようやく条例として上程をさせていただいたと。園長会で1回、2回説明したからといって全ての人ができるというのは思っておりません。今後も繰り返しいろんなところで説明をし、理解を得、そして具体的な運営がうまくいくように進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) 現場の人にとっては、東員町としては今までのやり方とそう変わってないので、多分そんなに混乱はないのかなとは思いますが、認定の事務局側のほうが多分大変かなと思いますけど、そこら辺きちっと皆さんが制度の中身としてもとらえながら保育はやってほしいと思いますので、よろしく願います。

その次の4番目の保護者会での説明のことなんですけど、私も9月号を読ませていただきましたけど、一応知らせたということなんですけど、広報を読む限りでは、余り今までと保護者にとって変わるころはないみたいで、制度が変わったとか、そういうふうにとらえる保護者も少ないのかなと思うんですけど、今までと変わるの、保護者にとって幼稚園を含めて保育教育の認定を受けて認定書を受ける、そして優先料がはっきり明記されたということで、ここら辺だと思うんですけど、条例はもっと複雑ですけど、保護者にとって今までと変わるのはこの辺かなと思うんですけど、そう考えていいですか。

○議長(木村 宗朝君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) お答えをいたします。

議員がおっしゃられたのが大きく変わったところであります。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) 6番の保育料以外の費用についても、さっき園服とか上っ張りとか3歳以上のお道具箱とか、そういうもの以外、今まで負担してもらった以外はほとんど変わらない、現行どおりにしていきますということなんですよね。以上はそういうふうで、以下3歳未満、0歳、1歳、2歳の子たちにとってはどうですか。

○議長(木村 宗朝君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) お答えをいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、制度が変わることによっての新たな負担というのは、私どもは今の段階で考えておりません。ただ、園とか何かで特別に何かを買うとか、保護者負担になる場合には、それは当然また保護者負担という形で、何か例えばファイルを買ってもらったらそのお金を集めるとか、そういうのが出てきた場合には、それは増えるかもわかりませんが、この新制度になったことによって何かの負担が増えるということは考えておりません。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) ファイルという言葉がありましたので、あと思ったんですけど、今までだと、小さい子は個人の連絡用に小さい帳面で親と毎日の往復とか、それをファイルにしたりする園もあると思うんですけど、それは多分、今までやったらそういうお金は父兄負担じゃないのではなかったかなという気がするもので、そういうのは父兄負担に入ってくるんですか。今まで多分入ってないと思うんですけど。

○議長(木村 宗朝君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) 個別でファイルという一つの例を出させていただきました。そのファイルが今まで入ってないか入っているか、ちょっと私も把握してませんのであれですけど、私が申したかったことは、新制度によって新たな何かの保護者負担は今のところ考えてないというようなお答えをさせていただきました。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) はい、わかりました。新制度によってはということで、今までもしかかってないものならそのままということで、よろしくお願いします。

7の保育基準なんですけど、条例案の特定地域型保育事業とか家庭的保育事業については、きちっと保育基準なんかは保母1人で何人とか、2歳児やったら6人に1人、1歳児やったら4人、0歳児やったら3人と、いろんなことが書かれてたんですけど、27号議案の第2章の特定教育、特定保育の運営に関する基準としては、やっぱり数字としては明記されていませんでした。これは今まで国で決まっている基準なのかな、だから東員町が今までやっている東員町の幼稚園・保育園にはこの章に当たるので、今までの決まって

いる国の基準でそういうふうに取り取って、今度一生懸命読んだってそういう数字はありませんでしたので、今までどおりということで取り取ってもいいんですか。

○議長(木村 宗朝君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) お答えをさせていただきます。

これは条例でありまして、細かい教職員の配置定数というのは書いてないと思います。現在、東員町では0歳児は例えば3人に1人の先生を配置するというようなことで、特に私どもは1歳児は国の基準は6人に1人でありましてけれども、町運用として4人で1人という形でさせていただいております。これは私どもとしても、現段階で私の思いですけれども、堅持していきたいなと思っております。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) 今言われた1歳児が4人に1人になっているということは、国はそうでないということも知ってますので、だからこれが今現在やってもらっているけど、きちっと文章として東員町は1歳は4人ということになっているのだから、そこら辺が今やっていきたいという返事をもらったんですけど、それがきちっと文章になっているのかどうか。現在ですが、そこら辺はどうですか。

○議長(木村 宗朝君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) 現在文章にはしてありません。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) 現実にはきちっとそうやって、やってもらってますけど、文章にはなってないということで、文章になってないということは、いつ6人に悪くなるという可能性もありますので、ぜひ文章にするように努力していただきたいと思います。その辺をよろしくお願いします。

それと次に移りますけど、8に関してなんですけど、今のところ、この事業者はいませんのであれですけど、中身は心配なんですけど、少しずつ考えていってほしいなと思っておりますけど、今のところはありませんで次に移らせていただきます。

生活福祉部長にお聞きしたいんですけど、神田は定員の64人ということで、分けるという言葉はありましたけど、定員がここまでだからこのままいくということですか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 神田につきましては、いろんなミニ開発等でも子どもたちも増えておりますけども、今後の児童予測といいますが、入所される予測を見ても、このぐらいで推移していくのかなと思ってますので、今の時点では分けることは思っておりませんが、そういう事態が出てきたときは分けることも必要かなと考えております。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) ありがとうございます。

ミニ開発は2～3年で変わってきますので、2～3年たったら減るかもわかりませんので、そこら辺、情勢をよく見ながらよろしくお願いします。

3つ目の支援員の確保についてですけど、今、いろいろありましたけど、ハローワークへの募集とか、そういうふうにはできませんか。ここら辺、保護者会で探すのもなかなか大変です。そこら辺はいかがですか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) お答えをさせていただきます。

今ご提言いただいた方法も重要な方法ですので、また、臨時の保育士さんとも行っております、事前に皆さんにお聞きして登録しておくという方法もまた考えられると思いますし、いろんなことを一遍、他市町の状況も見まして考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) ぜひよろしくお願いします。

それと学童の条例を読んでみて本当に思ったんですけど、この条例の中身を毎年交代していく保護者会、それこそ月に1回集まって話し合う保護者会の運営でやるのはとっても難しいんじゃないかと思うんです。それを思った時に、東員町は昨年から16年一貫教育プランというのを上げて、命が宿ってから義務教育を終えるまでの子どものよりよい成長のために努力してもらっているわけです。

だから学童保育も教育の一環で、話もちよっと聞いたことがあるんですけど、保幼小中の連絡があっても、学童もその中のあれなんですけど、なかなかそこら辺の小学校の先生、そういう子どもを預かっているんやけど、そういう話はやさくないようなことを聞きましたし、16年間一貫教育を上げている中で、学童保育もその中の一環として、公設民営ではなくて公設公営にできないのか。もしできたら指導員の確保もちゃんとできるし、子どもたちの育ちも一環として、本当にきちんとできるんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがですか。これは教育長に聞くべきことなのか、どっちでもあれなんですけど、お願いします。

○議長(木村 宗朝君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) 学童保育ですので、私がというのはあれなんですけども、私ども、学童保育の子を見ておまして、小学校で一番つけなければ、16年間一貫プランの中でつけなければいけない力は勤勉性です。勤勉性というのは、まじめにいろんなことを取り組むという力ですけれども、それは大人から教えてもらうというのではなかなかつかない。どうしてつかかかというと、子どもが子ども同士で、昔よく遊んでましたね、そういう中でつく力を小学校でつけなければならぬ。学童保育の子、私、城山でも神田でも見てました時に、本当に子どもたち同士で遊んでいる、大切な時間であるなということを、それはすごく認識をしております。

ただ、公設となりますと、私の段階で今どうこうというのはちょっと言えないものですが、でも重要性は非常に認識していると思っております。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) お答えをさせていただきます。

この条例の中には、いろんな制約等も今までのクラブでは出てきておりますけども、基本的には従来と変わらない形で運営をと考えておりますので、主に事業者の責務とか職員のことを書いてあるんですけど、一般的な原則論であろうかと思っております。

先般もこの条例案を出させていただいてまもなくですけども、保護者の方の会長さんも寄っていただいて、概要についてご説明もさせていただきました。そういうことで、今後も公設民営化ではあるんですけども、寄り添った形でご支援申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(木村 宗朝君) 上原議員。

○6番(上原 君代君) 私は今回、中身を読んで、本当に保護者会では難しいなということを感じましたので、今、福祉部長の答弁は聞きましたけど、教育長の答弁もかみ合わせて、ぜひ今後の考える施策として公設公営のことも考えていただきたいと思って、これ課題としてよろしく願いして、今日の質問は終わります。